

法科大学院認証評価について

－2008年度法科大学院認証評価申請に際して－

財団法人 大学基準協会

2007年4月

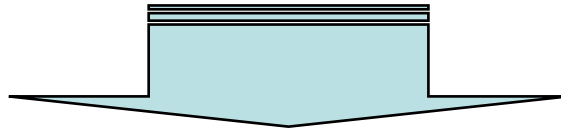
目 次

1. 大学基準協会が実施する法科大学院の認証評価（概要）
2. 認証評価申請の準備作業とその留意点
3. 実地視察

1. 大学基準協会が実施する 法科大学院の認証評価（概要）

認証評価の目的

- ◆ 質の保証
- ◆ 法科大学院の改善・改革を支援

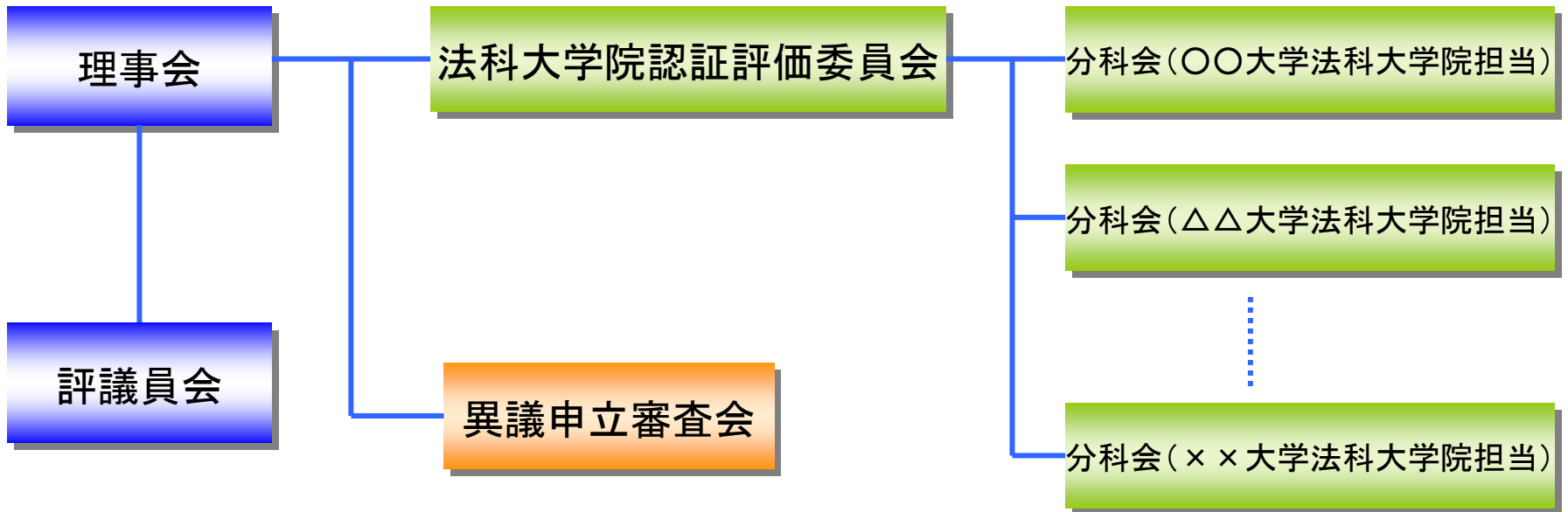


- ◇ 法科大学院基準に照らして教育研究活動を評価（適格認定）
- ◇ 自己点検・評価が改善に向けて有効に機能するよう支援
- ◇ 各法科大学院の特色ある取り組みの伸長を支援
- ◇ 評価後の改善状況の検証による継続的な支援

認証評価の特色

- 各法科大学院の教育理念等に即した評価
- 改善への継続的支援（改善報告書の評価）
- これまでの評価の蓄積に基づいた評価体制
- 特色ある取り組みの評価

法科大学院認証評価組織図



法科大学院認証評価委員会

- ・ 委員の選出方法および構成
 - (1) 法科大学院を開設している大学から、法科大学院の教員1名の推薦を求め、その被推薦者リストから選出した委員10名(うち3名は実務家教員)
 - (2) 法曹または法曹としての実務経験を有する者3名
 - (3) 外部有識者2名

合計15名

(大学基準協会ホームページ参照)

法科大学院認証評価分科会

- 法科大学院認証評価委員会の下部組織として、認証評価を申請する大学数に応じて複数設置
- 構成および委員の選任
 - (1) 1分科会は原則として5人構成。但し、法科大学院の規模等に応じて、分科会委員を増員。
 - (2) 委員会委員のうちの法科大学院を設置する大学から推薦され理事会で選出された委員は各分科会における評価も担当。
 - (3) 各分科会には原則として法曹または法曹としての実務経験を有する者を2名配置。
 - (4) このほか、分科会委員は、法科大学院を設置する大学から推薦された教員を中心に選出。

法科大学院基準

(ハンドブック41頁以下参照)

第1章 理念・目的ならびに 教育目標	第6章 施設・設備、図書館
第2章 教育の内容・方法等	第7章 事務組織
第3章 教員組織	第8章 管理運営
第4章 学生の受け入れ	第9章 点検・評価等
第5章 学生生活への支援	第10章 情報公開・説明責任

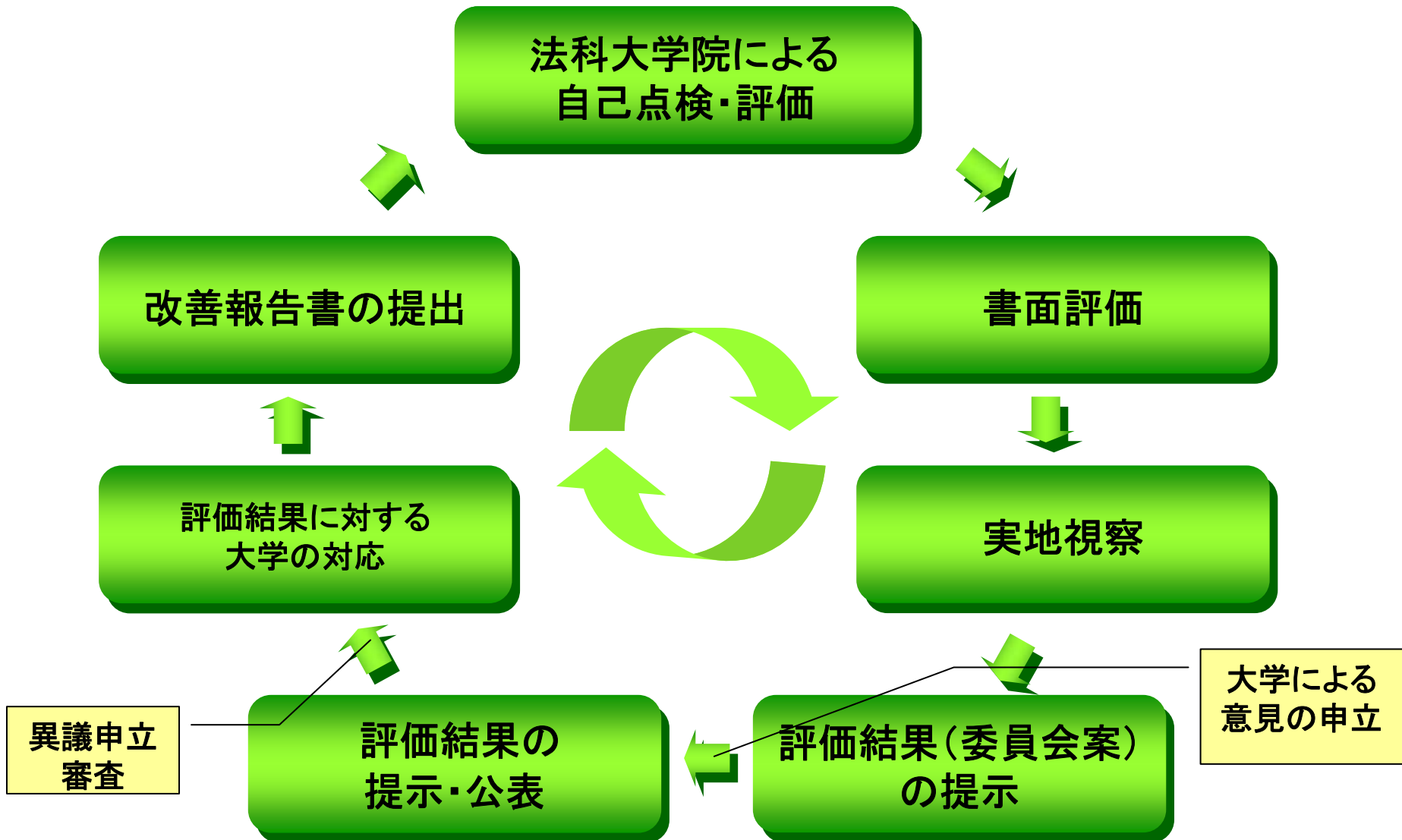
法科大学院基準の特色(1)

- 認証評価を行うための基準
- 基準は、「本文」と「評価の視点」で構成
- 「法科大学院制度の目的に即し」、「それぞれの法科大学院の理念・目的および教育目標を達成する」・明記
制度の制約の中でも、各法科大学院の個性、特徴を伸ばすことができるよう、当該法科大学院の理念・目的・教育目標を尊重
- 各項目の最後に「特色ある取組み」を設定

法科大学院基準の特色(2)

- 「評価の視点」には、2つのレベル
 - * レベルⅠ 法科大学院に必要とされる最も基本的な事項
 - * レベルⅡ 教育研究の質を今後も継続的に維持・向上させていくために求められる事項
- (ハンドブック44頁参照)

認証評価－評価プロセス－



2. 認証評価申請の準備作業と その留意点

認証評価申請について(1)

■ 申請資格

- 認証評価をうける時点で、最初の未修者が修了していること。

■ 本協会の会員資格との関係

- 法科大学院の認証評価は、会員制をとらない。
- 法科大学院を設置する大学が本協会の正会員であると否とを問わない。

■ 認証評価の申請

- 法科大学院認証評価申請書の提出(1月)

(ハンドブック177頁参照)

認証評価申請について(2)

■ 提出資料の種類(4月初旬提出)

- 調書(点検・評価報告書、法科大学院基礎データ)
- 添付資料(学生募集要項、学生便覧、各種規程等)
(ハンドブック82頁参照)

■ 評価手数料の納入

- 3,000,000円+消費税 (2008年4月1日～4月25日)

認証評価申請について(3)

—提出資料送付までの手続—

	法科大学院		大学基準協会
2007 10月末まで	点検・評価報告書草案提出	→	体裁・内容・記述方法の確認、 大学への回答
2008 1/7～1/31	認証評価申請書提出	↘	
2008 2月中旬		→	認証評価申請書受理通知と 添付資料一部提出の依頼通 知送付
2008 2月末まで	添付資料1部提出	↙	
2008 3月中旬		→	各添付資料の提出部数を通 知
2008 4/1まで	調書(点検・評価報告書、基 礎データ)と添付資料の提 出(送付)	↙	

法科大学院点検・評価報告書の作成(1)

—自己点検・評価の実施—

■ 自己点検・評価のあり方

- 法科大学院の主体的動機づけによって実施されるべきもの
- 自己点検・評価結果を改善に結び付けるよう実施する
- 「法科大学院基準」に基づいて組織的に実施する

■ 自己点検・評価の組織体制

- 研究科長などのリーダーシップの下、自己点検・評価を企画・立案・運営する委員会を構築
- その下に作業部会などを設置
- 点検・評価報告書全体にわたり編集する体制も重要

法科大学院点検・評価報告書の作成(2)

- 点検・評価報告書は、両面印刷し、加除が可能なように製本はせず、ファイル綴じ。
- 字の大きさは10.5ポイント。
- 点検・評価報告書全体の文字数は、評価の視点および根拠・参照資料の名称自体の記述に要する字数を差し引いて**60,000字**程度(±10%程度)。
- 法科大学院点検・評価報告書(様式例)参照
(ハンドブック75頁以下)

法科大学院点検・評価報告書の作成(3)

- 「序章」: 基本的に各法科大学院が自由に記述。
ただし、当該法科大学院が自己点検・評価にどのように臨み、どのような体制でこれを行ったのかなど、本章への導入部として当該法科大学院の姿勢が読み取れることが重要。
- 「本章」: 本協会が設定した「法科大学院基準」の充足状況を中心に点検・評価を行った結果を、「大項目」ごとに柱立てをして記述。
- 「終章」: 基本的に各法科大学院が自由に記述。
本章の要約や、当該法科大学院の全体的な理念・目的等の達成状況、喫緊に取り組むべき課題、今後目指すべき方向等について記述。

法科大学院点検・評価報告書の作成(4)

「本章」について

各大項目ごとに、3つの段階に分けて記述

(1)[現状の説明]

すべての「評価の視点」についての現在の状況を記述

(2)[点検・評価(長所と問題点)]

「現状の説明」で記述した「評価の視点」の中から、法科大学院が特に「長所」や「問題点」として取り上げるべきであると判断する「評価の視点」について重点的に記述

(3)[将来への取組み・まとめ]

[点検・評価(長所と問題点)]で取り上げた「長所」についてはその更なる伸張のための、「問題点」についてはその改善のための、今後の方策や取組みを記述

法科大学院基礎データの作成

- 「法科大学院基礎データ」(様式)参照
(ハンドブック144頁以下)
- 作成基準日(学生数や教員数など年間に変動の可能性のある数値の基準となる日)は、2007(平成19)年5月1日)。
- 両面印刷し、加除が可能な体裁でファイル綴じ。
- 表10の「専任教員の教育・研究業績」は、別冊。

3. 実地視察

実地視察(1)

(1) 目的

- 法科大学院の教育活動の実際を確認し、書面評価の正確性を期す。
- 法科大学院の特色ある施設・設備や教育・研究の状況を直接確認し、法科大学院関係者と直接面談することで、特色や教育研究の改善・改革に対する将来に向けた改善方策を確認する。

実地視察(2)

(2) 内容

- ・ 原則として分科会全員、1泊2日
- ・ スケジュールは、本協会と法科大学院側とで協議の上で決定。
「法科大学院認証評価実地視察スケジュール」参照
(ハンドブック84頁)

実地視察(3)

- 法科大学院の教学側の責任者・自己点検・評価の責任者などとの面談調査
(事前に提出の「実地視察の質問事項への回答書」を中心に実施)
- 施設の視察
- 授業参観
(基本的には、事前に参観希望を提示した授業を参観)

実地視察(4)

- 学生面談
(5～6名程度、学年、既修者・未修者の別、社会経験、性別などを考慮して法科大学院側が選定)
- 教職員との個別面談
- 定期試験の問題およびその答案等の閲覧
(「大学基準協会の法科大学院認証評価における実地視察の際の期末試験等の問題および答案の取扱とその保管について」(ハンドブック86頁参照)に基づき準備)

ご相談、ご質問は、

大学基準協会事務局にご連絡ください

財団法人 大学基準協会

〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町2-7-13



Tel 03-5228-2112

Fax 03-5228-2323

ホームページ <http://www.juaa.or.jp>

eメール lawschool@juaa.or.jp

